



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
4月1日
号外（1）
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 人事委員会規則

※一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
※職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則.....	1
※管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	2
※職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	2
※職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	4
※職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則.....	57
※職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	58
※職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則.....	63
※職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	64
※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	64
※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	65
※職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	65
※滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	67
※義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	67

人事委員会規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第2号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年滋賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「特定任期付職員（）」および「をいう。以下同じ。」を削る。

第4条および第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則（平成6年滋賀県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2号中「別表第1の15の項」を「別表第1の16の項」に改める。

第14条第8号中「および第10号」を「、第10号および第12号」に、「別表第1の14の項および15の項」を「別表第1の15の項、16の項および18の項」に改め、同条第10号中「別表第1の16の項および17の項」を「別表第1の17の項および18の項」に、「ために」を「ためもしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業等に伴い」に改める。

第25条第1項中「4の項、11の項および14の項から17の項」を「2の項、5の項、12の項および15の項から18の項」に改め、同条第3項中「別表第1の2の項」を「別表第1の3の項」に改める。

別表第1中18の項を19の項とし、8の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表中7の項中「5の項」を「6の項」に、「6の項」を「7の項」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の2の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の1の項の次に次のように加える。

2 公務または通勤によらないで、負傷し、または疾病にかかり療養を要する場合	一の年度において10日を超えない範囲で人事委員会が定める期間
---------------------------------------	--------------------------------

別記様式第7号（第1面）中「第3学年」を「第6学年」に改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第7号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「コンプライアンス推進監」の右に「、国スポ・障スポ大会局長」を加え、「、国スポ・障スポ大会局長」および「、原子力防災室長」を削り、「県民情報室長」の右に「、財産活用推進室長」を加え、「、美の魅力発信推進室長」を削り、「農業基盤管理推進室長」の右に「、高速・幹線道路推進室長」を加え、「広域河川政策室長」を「河港管理室長」に改め、「河川・港湾室長」を「河港事業室長」に改め、「水源地域対策室長」の右に「、砂防室長」を、「副地域防災危機管理監」の右に「、原子力防災室長」を加え、「財産活用推進室長」を「美の魅力発信推進室長」に改め、「、用地対策室長、高速・幹線道路推進室長」および「、砂防室長」を削る。

別表第2中

「 図書館	館長、副館長、課長、所長	」を
「 図書館	館長、副館長、課長	」に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第5号

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給等に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「条例第10条の2第1項または学校職員条例第11条の2第1項の規定による届出」を「新たに条例第10条第1項または学校職員条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」に、「行うもの」を「、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第12条の2の次に次の1条を加える。

第12条の3 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第10条第1項または学校職員条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員がこれらの項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第12条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

別表第1知事の事務部局の項中「およびコンプライアンス推進監」を「、コンプライアンス推進監および国スポ・障スポ大会局長」に、「東京本部長」を「東京本部長 美術館長」に改め、「、国スポ・障スポ大会局長」を削り、「大津土木事務所長」を「大津土木事務所長」に、「琵琶湖博物館副館長」を「琵琶湖博物館副館長 工業技術総合センター所長」に改め、「、原子力防災室長」を削り、「県民情報室長」の右に「、財産活用推進室長」を加え、「、美の魅力発信推進室長」を削り、「農業基盤管理推進室長」の右に「、高速・幹線道路推進室長」を加え、「広域河川政策室長」を「河港管理室長、河港事業室長」に改め、「、河川・港湾室長」を削り、「自動車税事務所長」を「自動車税事務所長」に、「近江学園南部環境事務所長」を「近江学園長」に改め、「副地域防災危機管理監」の右に「、原子力防災室長」を加え、「財産活用推進室長」を「美の魅力発信推進室長」に改め、「、用地対策室長、高速・幹線道路推進室長」および「(南部環境事務所長を除く。)」を削り、「課長を除く」を「課長(管理課長を除く。)」を除く」に、「長浜土木事務所本消防学校教頭」を「長浜土木事務所本之本支所の課長(管理課長を除く。)」に改める。

別記様式第1号中「条例第10条の2(学校職員条例第11条の2)」を「規則第12条」に、

「□ 1 新たに職員となつた
□ 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある」を

「□ 1 新たに職員となつたまたは条例第10条もしくは学校職員条例第11条の規定の対象となつた
□ 2 行9級職員等または行8級職員等から降格等となつた」に、
□ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある」

「□ 3」を「□ 4」に、「または2」を「または3」に、「1～3」を「1～4」に改め、同様式中注2を注5とし、注1を注4とし、同様式に注1から注3までとして次のように加える。

注1 行9級職員等とは行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則第11条で定める職員を言います。

2 行8級職員等とは行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則第12条の2で定める職員を言います。

3 届出の理由1、2および4については、行9級職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限ります。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間(次項において「特定期間」という。)における職員等の給与の支給等に関する規則(以下この項および次項において「規則」という。)第11条、第11条の2第1項および第12条の2の規定の適用については、規則第11条中「条例第10条第1項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、」とあるのは「滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年滋賀県条例第10号)付則第4項の規定により読み替えられた条例(以下「読み替え後の条例」という。)第10条第1項ただし書に規定するその職

務の級がこれに相当するものとして人事委員会で定める職員は」と、「とする」とあるのは「（以下「医(Ⅰ)4級職員」という。）、同項ただし書に規定する行政職給料表の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員は医(Ⅰ)4級職員および第12条の2各号に掲げる職員とする」と、規則第11条の2第1項中「条例第10条第2項」とあるのは「読替え後の条例第10条第2項」と、「学校職員条例」とあるのは「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年滋賀県条例第28号）付則第4項の規定により読み替えられた学校職員条例（以下「読替え後の学校職員条例」という。）」と、規則第12条の2中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

3 特定期間における改正後の規則（以下この項において「新規則」という。）第12条第1項および第4項ならびに第12条の3第1項の規定の適用については、新規則第12条第1項中「条例第10条第1項」とあるのは「読替え後の条例第10条第1項」と、同条第4項中「条例第10条第2項」とあるのは「読替え後の条例第10条第2項」と、「学校職員条例」とあるのは「読替え後の学校職員条例」と、新規則第12条の3第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（様式に関する経過措置）

4 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第6号

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第15条中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの、小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものまたは第30条各号に掲げる職員であるときは、3）を」を「医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの、福祉職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものまたは小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものであるときは3、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものまたは第30条各号に掲げる職員であるときは0）を」に改める。

第30条の見出し中「7級」を「8級」に改め、同条中「第5条第2項」を「第5条第3項第2号」に改め、同条第1号中「8級および」を削り、同条第3号中「3級および」を削り、同条第4号および第5号を削る。

第35条中「降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものおよび第30条各号に掲げる職員 降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

別表第3を次のように改める。

別表第3 経験年数換算表（第6条関係）

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府または民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間またはこれに準ずる期間に限る。）	100／100
	その他の期間	100／100 以下
学校または学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100 以下

その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100 以下
	その他の期間	25／100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合および教育職員に適用する場合は、50／100 以下）

別表第4の表を次のように改める。

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)
博士課程修了	21年	5年	7年	9年
修士課程修了	18年	2年	4年	6年
専門職学位課程修了	18年	2年	4年	6年
大学6卒	18年	2年	4年	6年
大学専攻科卒	17年	1年	3年	5年
大学4卒	16年		2年	4年
短大3卒	15年	△1年	1年	3年
短大2卒	14年	△2年		2年
短大1卒	13年	△3年	△1年	1年
高校専攻科卒	13年	△3年	△1年	1年
高校3卒	12年	△4年	△2年	
高校2卒	11年	△5年	△3年	△1年
中学卒	9年	△7年	△5年	△3年

別表第6から別表第8までを次のように改める。

別表第6 昇格時号給対応表（第19条関係）

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	

15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		

63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						

111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

2 警察職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4

28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		

76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					

124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3

21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	

69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		

117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

4 医療職給料表昇格時号給対応表

その1 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5

37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	

85		35	
----	--	----	--

その2 医療職給料表②昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10

43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		

91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

その3 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1

25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30

73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	
87	66	59	75	58	
88	66	60	76	58	
89	67	61	77	59	
90	67	62	78	59	
91	68	63	79	60	
92	68	64	80	60	
93	69	65	81	60	
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		

121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				

169	97				
-----	----	--	--	--	--

5 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	2
19	1	1	7	1	3
20	1	1	8	1	4
21	1	1	9	1	5
22	1	1	10	2	5
23	1	1	11	3	6
24	1	1	12	4	6
25	1	1	13	5	7
26	1	2	14	6	7
27	1	3	15	7	8
28	1	4	16	8	8
29	1	5	17	9	9
30	2	6	18	10	9
31	3	7	19	11	10
32	4	8	20	12	10
33	5	9	21	13	11
34	6	10	22	14	11
35	7	11	23	15	12
36	8	12	24	16	12
37	9	13	25	17	13
38	10	14	25	18	13
39	11	15	26	19	13
40	12	16	26	20	13
41	13	17	27	21	14

42	13	18	27	22	14
43	14	19	28	23	14
44	14	20	28	24	14
45	15	21	29	25	15
46	15	22	29	26	15
47	16	23	30	27	15
48	16	24	30	28	15
49	17	25	31	29	15
50	17	26	31	29	15
51	18	27	32	30	15
52	18	28	32	30	15
53	19	29	33	31	15
54	19	30	33	31	15
55	20	31	33	32	15
56	20	32	34	32	16
57	21	33	34	33	16
58	22	34	34	33	16
59	23	35	35	34	16
60	24	36	35	34	16
61	25	37	35	35	16
62	25	38	36	35	16
63	26	39	36	36	16
64	26	40	36	36	16
65	27	41	37	37	16
66	27	42	37	37	
67	28	43	37	38	
68	28	44	37	38	
69	29	45	38	38	
70	29	46	38	38	
71	30	47	38	38	
72	30	48	38	38	
73	31	49	38	38	
74	31	50	38	38	
75	32	51	38	38	
76	32	52	39	38	
77	33	53	39	39	
78	33	53	39	39	
79	34	53	39	39	
80	34	54	39	39	
81	35	54	39	39	
82	35	54	39	39	
83	36	55	40	39	
84	36	55	40	39	
85	37	55	40	39	
86	38	56	40		
87	39	56	40		
88	40	56	40		
89	41	57	40		

90	41	57			
91	42	58			
92	42	58			
93	43	59			
94	43	59			
95	44	60			
96	44	60			
97	45	61			
98	45	62			
99	45	63			
100	46	64			
101	46	64			
102	46	64			
103	47	64			
104	47	64			
105	47	64			
106	48	64			
107	48	64			
108	48	64			
109	49	64			
110	49	64			
111	49	64			
112	49	64			
113	49	64			
114	50	64			
115	50	64			
116	50	64			
117	50	64			
118	50				
119	51				
120	51				
121	51				
122	51				
123	51				
124	52				
125	52				
126	52				
127	52				
128	52				
129	53				
130	53				
131	53				
132	54				
133	54				
134	54				
135	55				
136	55				
137	55				

138	55				
139	55				
140	55				
141	55				
142	55				
143	55				
144	55				
145	56				
146	56				
147	56				
148	56				
149	56				
150	56				
151	56				
152	56				
153	56				

6 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1

27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	
63	34	27	35	
64	34	28	36	
65	35	29	37	
66	35	30	38	
67	36	31	39	
68	36	32	40	
69	37	33	41	
70	37	34	42	
71	38	35	43	
72	38	36	44	
73	39	37	45	
74	39	38	45	

75	40	39	46	
76	40	40	46	
77	41	41	47	
78	41	42	47	
79	42	43	48	
80	42	44	48	
81	43	45	49	
82	43	46	50	
83	44	47	51	
84	44	48	52	
85	45	49	53	
86	45	50	53	
87	46	51	53	
88	46	52	54	
89	47	53	54	
90	47	54	54	
91	48	55	55	
92	48	56	55	
93	49	57	55	
94	49	58	56	
95	50	59	56	
96	50	60	56	
97	51	61	57	
98	51	62	57	
99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	69		
107	56	70		
108	56	70		
109	57	71		
110	57	71		
111	57	72		
112	57	72		
113	58	73		
114	58	73		
115	58	74		
116	58	74		
117	59	75		
118	59	75		
119	59	76		
120	59	76		
121	60	77		
122	60	77		

123	60	77		
124	60	77		
125	61	77		
126	61	78		
127	61	78		
128	61	78		
129	61	78		
130	61	78		
131	62	79		
132	62	79		
133	62	79		
134	62	79		
135	62	79		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	82		
144	64	82		
145	64	83		
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

7 小学校および中学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1

12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1

60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6
78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	
83	55	35	68	
84	55	36	69	
85	55	37	69	
86	56	38	69	
87	56	39	69	
88	56	40	70	
89	57	41	70	
90	57	42	70	
91	58	43	70	
92	58	44	71	
93	59	45	71	
94	59	46	71	
95	60	47	71	
96	60	48	72	
97	61	49	72	
98	61	50	72	
99	61	51	72	
100	61	52	72	
101	62	53	73	
102	62	54	73	
103	62	55	74	
104	62	56	74	
105	63	57	75	
106	63	58		
107	63	59		

108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		
114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		
124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		
134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		

156		84		
157		85		

別表第7 降格時号給対応表(第20条関係)

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		

41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						

89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

2 警察職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45

6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		

54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					

102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

3 研究職給料表降格時号給対応表

降格した	降格後の号給			
日の前日				

に受けて いた号給	1級	2級	3級	4級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	

47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			

95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

4 医療職給料表降格時号給対応表

その1 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	

15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	

63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

その2 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53

21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		

69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

その3 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26

3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34
11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85
38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85

51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102		
87	137	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		

99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				

147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

5 福祉職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	29	25	13	21	17
2	30	26	14	22	18
3	31	27	15	23	19
4	32	28	16	24	20
5	33	29	17	25	22
6	34	30	18	26	24
7	35	31	19	27	26
8	36	32	20	28	28
9	37	33	21	29	30
10	38	34	22	30	32
11	39	35	23	31	34
12	40	36	24	32	36
13	42	37	25	33	40
14	44	38	26	34	44
15	46	39	27	35	55
16	48	40	28	36	65
17	50	41	29	37	65
18	52	42	30	38	65
19	54	43	31	39	65
20	56	44	32	40	65
21	57	45	33	41	65
22	58	46	34	42	65
23	59	47	35	43	65
24	60	48	36	44	65
25	62	49	38	45	65
26	64	50	40	46	65
27	66	51	42	47	65
28	68	52	44	48	65
29	70	53	46	50	65
30	72	54	48	52	65
31	74	55	50	54	65
32	76	56	52	56	65
33	78	57	55	58	65
34	80	58	58	60	65
35	82	59	61	62	65

36	84	60	64	64	65
37	85	61	68	66	65
38	86	62	75	76	65
39	87	63	82	85	65
40	88	64	89	85	65
41	90	65	89	85	65
42	92	66	89	85	65
43	94	67	89	85	65
44	96	68	89	85	65
45	99	69	89	85	65
46	102	70	89	85	
47	105	71	89	85	
48	108	72	89	85	
49	113	73	89	85	
50	118	74	89	85	
51	123	75	89	85	
52	128	76	89	85	
53	131	79	89	85	
54	134	82	89	85	
55	144	85	89	85	
56	153	88	89	85	
57	153	90	89	85	
58	153	92	89	85	
59	153	94	89	85	
60	153	96	89	85	
61	153	97	89	85	
62	153	98	89	85	
63	153	99	89	85	
64	153	117	89	85	
65	153	117	89	85	
66	153	117	89		
67	153	117	89		
68	153	117	89		
69	153	117	89		
70	153	117	89		
71	153	117	89		
72	153	117	89		
73	153	117	89		
74	153	117	89		
75	153	117	89		
76	153	117	89		
77	153	117	89		
78	153	117	89		
79	153	117	89		
80	153	117	89		
81	153	117	89		
82	153	117	89		
83	153	117	89		

84	153	117	89		
85	153	117	89		
86	153	117			
87	153	117			
88	153	117			
89	153	117			
90	153				
91	153				
92	153				
93	153				
94	153				
95	153				
96	153				
97	153				
98	153				
99	153				
100	153				
101	153				
102	153				
103	153				
104	153				
105	153				
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				

6 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	37	29	41
2	22	38	30	42
3	23	39	31	43
4	24	40	32	44
5	25	41	33	45
6	26	42	34	46
7	27	43	35	47
8	28	44	36	48

9	29	45	37	50
10	30	46	38	52
11	31	47	39	54
12	32	48	40	56
13	33	49	41	58
14	34	50	42	60
15	35	51	43	61
16	36	52	44	61
17	37	53	45	61
18	38	54	46	61
19	39	55	47	61
20	40	56	48	61
21	41	57	49	61
22	42	58	50	
23	43	59	51	
24	44	60	52	
25	46	61	53	
26	48	62	54	
27	50	63	55	
28	52	64	56	
29	54	65	57	
30	56	66	58	
31	58	67	59	
32	60	68	60	
33	62	69	61	
34	64	70	62	
35	66	71	63	
36	68	72	64	
37	70	73	65	
38	72	74	66	
39	74	75	67	
40	76	76	68	
41	78	77	69	
42	80	78	70	
43	82	79	71	
44	84	80	72	
45	86	81	74	
46	88	82	76	
47	90	83	78	
48	92	84	80	
49	94	85	81	
50	96	86	82	
51	98	87	83	
52	100	88	84	
53	102	89	87	
54	104	90	90	
55	106	91	93	
56	108	92	96	

57	112	93	99	
58	116	94	102	
59	120	95	105	
60	124	96	105	
61	130	97	105	
62	136	98		
63	142	99		
64	148	100		
65	150	101		
66	152	102		
67	153	103		
68	153	104		
69	153	106		
70	153	108		
71	153	110		
72	153	112		
73	153	114		
74	153	116		
75	153	118		
76	153	120		
77	153	125		
78	153	130		
79	153	135		
80	153	140		
81	153	142		
82	153	144		
83	153	145		
84	153	145		
85	153	145		
86	153	145		
87	153	145		
88	153	145		
89	153	145		
90	153	145		
91	153	145		
92	153	145		
93	153	145		
94	153	145		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		

105	153	145		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

7 小学校および中学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	特2級	3級
1	9	49	9	61

2	10	50	10	62
3	10	51	11	63
4	11	52	12	68
5	12	53	13	73
6	13	54	14	78
7	14	55	15	81
8	15	56	16	81
9	17	57	17	81
10	18	58	18	81
11	19	59	19	81
12	20	60	20	81
13	21	61	21	81
14	22	62	22	81
15	23	63	23	81
16	24	64	24	81
17	25	65	25	81
18	26	66	26	81
19	27	67	27	81
20	28	68	28	81
21	29	69	29	81
22	30	70	30	
23	31	71	31	
24	32	72	32	
25	33	73	33	
26	34	74	34	
27	35	75	35	
28	36	76	36	
29	37	77	37	
30	38	78	38	
31	39	79	39	
32	40	80	40	
33	41	81	41	
34	42	82	42	
35	43	83	43	
36	44	84	44	
37	46	85	45	
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	

50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	
55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	
66	120	116	78	
67	124	118	79	
68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150		
83	125	153		
84	125	156		
85	125	157		
86	125	157		
87	125	157		
88	125	157		
89	125	157		
90	125	157		
91	125	157		
92	125	157		
93	125	157		
94	125	157		
95	125	157		
96	125	157		
97	125	157		

98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			

146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

別表第 8 昇給号給数表（第31条関係）

1 行政職給料表 7 級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8	6	4（特定職員にあ っては、3）	2	0
	2	1	0	0	0

備考 1 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるものおよび第30条各号に掲げる職員以外の職員に適用する。

2 この表に定める上段の号給数は、条例第 5 条第 3 項第 1 号または学校職員条例第 7 条第 3 項に掲げる職員以外の職員に、この表に定める下段の号給数は、これらの項に掲げる職員に適用する。

3 特定職員とは、医療職給料表②の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの、福祉職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級であるもの、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものまたは小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものをいう。

4 この表の昇給区分 A 欄または B 欄に定める昇給の号給数により難い特別の事情がある場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

2 行政職給料表 8 級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるものおよび第30条各号に掲げる職員に適用する。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に昇格または降格した職員については、当該昇格または降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第19条または第20条の規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第 7 号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年滋賀県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項を削り、同条第 1 項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第19条の 2 第 3 項および学校職員条例第16条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定める勤務は、条例第19条の 2 第 1 項または学校職員条例第16条の 2 第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第4条第2項中「条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項」を「次に掲げる場合には、条例第19条の2第2項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

第4条第2項に次の各号を加える。

- (1) 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第4条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、学校職員条例第16条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 学校職員条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 学校職員条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

付則第2項中「第3条第1項および」を「第3条第2項および」に、「第3条第1項第1号および」を「第3条第2項第1号および」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第8号

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 第16条第1項第3号または第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条第1項中「提示」の右に「または第16条第1項第3号もしくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第8条第1項第1号中「第11項第7項」を「第11条第8項」に、「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

第10条中「通常の通勤の経路および方法による場合には公署を異にする異動または在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「もの」の右に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加える。

第11条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
ア 条例第11条第3項または学校職員条例第12条第3項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。))と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。))とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条の見出しならびに同条第1項および第2項中「新幹線鉄道等に係る」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額(第4項および第16条の2第4項において「特別料金等相当額」という。))」に改め、「同項第1号」の右に「および第2号」を加え、「、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と」および「「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を削り、「運賃等の」を「運賃等」に、「「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「「特別料金等」に改め、同条第4項中「特別料金等の額の2分の1相当額」を「特別料金等相当額」に改める。

第14条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
ア 条例第11条第4項または学校職員条例第12条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第15条第1項を削り、同条第2項中「人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者」を「次に掲げる職員」に改め、「もの」の右に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同項に次の各号を加え、同項を同条とする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者
- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第16条中「次に掲げる職員」の右に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第1号中「次に掲げる事由が生じた」を「滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による職員の派遣から職務に復帰した」に、「当該事由発生」を「当該復帰に伴い、当該復帰」に、「当該事由発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に、「新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「新幹線鉄道等」に、「通常の通勤の経路および方法による場合には当該事由発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同号アおよびイを削り、同条第2号中「配偶者（」の右に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（」を加え、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 職員または配偶者の公署を異にする異動または在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員および配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、当該子の養育を行つているものに限る。）
- (4) 職員または配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居またはその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居またはその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。）

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号および第2号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する復帰または同項第2号に規定する転居（以下この項において「復帰等」という。）の日以後に転居する場合における当該復帰等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
- ア 当該復帰等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第16条の2第1項中「掲げる」を「規定する」に、「および第18条」を「、第17条の2第2項第2号および第18条」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日またはその翌日（当該翌日が滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「第11条第5項（）」を「第11条第6項（）」に、「第12条第5項（）」を「第12条第6項（）」に、「2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第11条第3項第1号または学校職員条例第12条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第17条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当とし、条例第11条第5項または学校職員条例第12条第5項を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の4第3号に掲げる職員等に係るものを除く。）」、第8条の3第1項および第4項に規定する額（第8条の4第2号に掲げる職員等に係るものを除く。）」ならびに特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第17条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第6項および学校職員条例第12条第6項」に改める。

第17条の2第1項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「第12条第6項」を「第12条第7項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第11条第7項または学校職員条例第12条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等または新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等および新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等および新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等および特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等および新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額ならびに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

第17条の2第3項を削り、同条第4項中「第11項第6項」を「第11条第7項」に、「第12条第6項」を「第12条第7項」に、「前2項」を「前項」に、「当該給与」を「人事委員会の定めるところにより当該給与」に改め、同項を同条第3項とする。

第17条の3第1項中「第11項第7項」を「第11条第8項」に、「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同項第1号中「、新幹線鉄道等」および「当該新幹線鉄道等」の右に「の利用に係る特別料金等」を加える。

別記様式第1号（その1）中「☐ 住居の変更」を

「☐ 住居の変更
（転居日の通勤 ☐有 ☐無）」に改め、同様式（その2）中

「☐4 その他の権衡職員」を

- 「☐4 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となつたことにより新幹線鉄道等を利用することとなつた職員
- ☐5 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となつたことにより新幹線鉄道等を利用することとなつた職員」
- ☐6 上記4または5たる職員の要件を欠くに至つた職員
- ☐7 その他の権衡職員

改める。

別記様式第2号(裏面)を次のように改める。

(裏面)

4 新幹線鉄道等利用者

順 路	算 出 の 基 礎 と なる 新 幹 線 鉄 道 等 の 名 称	利 用 区 間	定期券 回数券 その他 の 別	特 別 料 金 等 の 額 の 算 出 基 礎	特 相 別 料 金 等 額	1 箇 月 の 当 た り 料 金 等 額	新 の 幹 線 鉄 道 等 間	支 給 月 (支給月に○を付してください。)																		
								4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎 月						
1			定期券 回数券 その他 ()			円 (箇月)	円	年 月 から 月 毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎 月					
						円 (箇月)	円	年 月 から 月 毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎 月					
						円 (箇月)	円	年 月 から 月 毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎 月					
2			定期券 回数券 その他 ()			円 (箇月)	円	年 月 から 月 毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎 月					
						円 (箇月)	円	年 月 から 月 毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎 月					
						円 (箇月)	円	年 月 から 月 毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎 月					
1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 ④						円	年 月 日改正	円	年 月 日改正			円														

5 決定(改定)支給額

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	確定および決定（改定）欄 別添通勤届のとおり確認し、左記のとおり額等を決定（改定）します。				
支 給 額 (円)	普通交通機関等 新幹線鉄道等 ① ④													決定（改定）年月日		職名 氏名		
	自動車または自転車等の額②	毎 月（月額）																
	150,000円を超えるとき													決 裁	合 議		主 任	
	駐車場に係る加算額 ③	毎 月（月額）																
	合 計																	
年 月 日 改正 (円)	普通交通機関等 新幹線鉄道等 ① ④													決定（改定）年月日		職名 氏名		
	自動車または自転車等の額②	毎 月（月額）																
	150,000円を超えるとき													決 裁	合 議		主 任	
	駐車場に係る加算額 ③	毎 月（月額）																
	合 計																	
年 月 日 改正 (円)	普通交通機関等 新幹線鉄道等 ① ④													決定（改定）年月日		職名 氏名		
	自動車または自転車等の額②	毎 月（月額）																
	150,000円を超えるとき													決 裁	合 議		主 任	
	駐車場に係る加算額 ③	毎 月（月額）																
	合 計																	
条例第11条第1項（学校職員条例第12条第1項） ☐ 該当 ☐ 規則第5条 ☐ 非該当（理由）																		
手当額の決定 ☐ 普通交通機関等利用 ☐ 自動車または自転車等使用 ☐ 併用 規則第8条の4（ ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号） 自動車または自転車等使用・併用の場合（ ☐ 自動車 ☐ 自転車等 ☐ 駐車場利用） 特急料金等の別 ☐ 新幹線鉄道 ☐ 高速道路等 ☐ 規則第8条の2（短時間勤務職員：通勤所要回数 回）																		
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車、自転車等の額および1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額の合計額が150,000円を超えるとき（この表において「150,000円を超えるとき」という。）														150,000円×〔 箇月〕＝ 円				

6 返納額

	返 納 事 由 規則第17条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象交通機関	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	返納額決定欄 左記のとお額を決定します。			備 考
						決 裁	合 議	主 任	
1	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号				円				
2	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号				円				

注 任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、この様式に必要な事項を加え、またはその一部を変更することができます。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員等(この規則による改正前の職員等の通勤手当に関する規則(以下この項および付則第7項において「改正前の規則」という。))第8条第1項に規定する運賃等相当額をその支給単位期間(同項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下この項および次項において同じ。)の月数で除して得た額(改正前の規則第8条の4第3号に掲げる職員等に係るものを除き、2以上の普通交通機関等(改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額)、改正前の規則第8条の3第1項および第4項に規定する額(改正前の規則第8条の4第2号に掲げる職員等に係るものを除く。))および改正前の規則第13条第3項に規定する特別料金等の額をその支給単位期間の月数で除して得た額(2以上の新幹線鉄道等(改正前の規則第6条に規定する新幹線鉄道等をいう。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が15万円を超えている職員等を除く。)に支給されている通勤手当のうち改正前の規則第13条第1項に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当(施行日の前日および施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第16条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。))に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員等には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額(その額が2万円を超える場合にあっては、2万円)を減じて得た額(1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額)を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。
(権衡職員等に関する経過措置)
- 4 改正後の職員等の通勤手当に関する規則(次項および付則第6項において「改正後の規則」という。))第14条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の規則第15条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員等となった者にも適用する。
- 6 改正後の規則第16条第1項第3号および第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員等となった者(これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。))にも適用する。
- 7 この規則の施行の際現にある改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第9号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年滋賀県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「および第3項」を削り、同条第1号中「配偶者」の右に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))」を加える。

第5条第1項を削り、同条第2項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により職員となった者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「次に掲げる事由の発生」を「滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと」に、「事由発生」を「職務復帰」に改め、同号アおよびイを削り、同項第7号中「職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項各号に掲げる者であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「事由発生」を「職務復帰」に改め、同項第8号中「(定年前再任用をされた者にあっては当該定年前再任用。以下この号から第10号までにおいて同じ。))」を削り、同項第10号中「職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項各号に掲げる者であった者から引き続き」を「新たに」に、「ものにあつては当該適用、定年前再任用をされたものにあつては当該定年前再任用」を「場合の当該適用または職務復帰を含む。」に、「前号までに」を「第6号まで(これらの規定を第7号の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第8号または前号に」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第9条第1項中「欠くに至った日」の右に「(人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

別記様式第1号別紙2記入上の注意7中「職員以外の地方公務員、国家公務員もしくは職員の単身赴任手当に関する規則第5条第1項に規定する者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「定年前再任用(暫定再任用を含む。)をされた者もしくは」および「再任用」もしくはを削る。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の適用を受ける職員となった者にも適用する。

3 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則(令和5年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

付則第25項の前の見出し、同項、付則第26項および付則第27項の前の見出しを削り、付則第27項を付則第25項とし、同項の前に見出しとして「(職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)」を付し、付則第28項を付則第26項とし、付則第29項を付則第27項とし、付則第30項を付則第28項とする。

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第10号

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当に関する規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「条例第10条または学校職員条例第11条に規定する扶養親族で条例第10条の2第1項または学校職員条例第11条の2第1項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものおよび条例第10条第2項または学校職員条例第11条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第4条中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「職員以外の地方公務員、国家公務員その他同条第1項各号に掲げる者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第8条第1項中「要件を欠くに至った日」の右に「(人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第11号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改

正する。

第22条第1項中「本庁監理課」を「本庁用地事業支援課」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第12号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号ア中「100分の114.5以上100分の121.5」を「100分の112以上100分の119」に、「100分の134.5以上100分の141.5」を「100分の132以上100分の139」に改め、同号イ中「100分の107.5超100分の114.5」を「100分の105超100分の112」に、「100分の127.5超100分の134.5未満」を「100分の125超100分の132未満、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）にあつては100分の87.5以上100分の262.5以下」に改め、同号ウ中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125、特定任期付職員にあつては100分の77.5」に改め、同号エ中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5未満」を「100分の125未満、特定任期付職員にあつては100分の71以下」に改め、同項第2号ア中「100分の52.25」を「100分の51」に、「100分の62.25」を「100分の61」に改め、同号イおよびウ中「100分の50.75」を「100分の49.5」に、「100分の60.75」を「100分の59.5」に改め、同条第4項中「職員」の右に「（特定任期付職員を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第13号

職員等の特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の特勤勤務手当等に関する規則（昭和45年滋賀県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「合算した額」の右に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第3項および第4項中「掲げる職員」の右に「（定年再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第4条第2項中「第2号会計年度任用職員にあつては、当該」を「定年再任用短時間勤務職員にあつては現に受ける給料の月額、第2号会計年度任用職員にあつては当該」に改め、同条第3項中「掲げる職員」の右に「（定年再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第5条第1項中「、職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年滋賀県人事委員会規則第13号）第5条第1項各号に規定する者」を「、次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫または国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者
- (2) その業務が県の行政と密接な関連を有する法人のうち、人事委員会が定めるものに使用される者
- (3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

第5条第3項を次のように改める。

3 条例第12条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特勤公署または準特勤公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することと

なつたことに伴つて住居を移転したもの

- (2) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署または準特地公署に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項に規定する者であつた者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となり、または法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
- (3) 法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第12条の3第2項に規定する新たに特地公署または準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの
- (4) 法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第12条の3第1項または第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの
第5条第4項第1号中「移転した職員」の右に「または前項第1号に規定する職員」を、「日」の右に「または法第22条の4第1項の規定による採用をされた日」を加え、同項第3号中「前項」を「前項第2号」に改め、「なつた日」の右に「または法第22条の4第1項の規定による採用をされた日」を加え、同項に次の3号を加える。
- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項および第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項および第2項またはこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間および額
- (6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間および額

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。付則第4項において「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項から付則第5項までにおいて同じ。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。付則第4項において「法」という。)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(付則第4項および第5項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の職員等の特地勤務手当等に関する規則(以下「新規則」という。)第2条第2項から第4項までならびに第4条第2項および第3項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員に対する新規則第5条第3項および第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日または令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号までならびに同条第4項第1号および第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。
(定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 4 新規則第5条第3項第1号および第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項または令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項もしくは第6条第1項もしくは第2項の規定(次項および付則第6項において「法第22条の4第1項等の規定」という。)による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員について適用する。

- 5 新規則第 5 条第 3 項第 3 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員について適用する。
- 6 新規則第 5 条第 3 項第 4 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）第 12 条の 3 第 1 項または第 2 項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和 7 年 4 月 1 日以後である場合について適用する。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第 14 号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 47 年滋賀県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「特殊勤務（多級・夜間定時）実績簿」を「特殊勤務（多級・夜間定時・夜間学級）実績簿」に改める。
別記様式第 3 号中「特殊勤務（多級・夜間定時）実績簿」を「特殊勤務（多級・夜間定時・夜間学級）実績簿」に改め、同様式備考 1 中「または夜間定時制勤務手当」を「、夜間定時制勤務手当または夜間学級手当」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第 3 号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第 15 号

義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則（昭和 50 年滋賀県人事委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者（第 3 条関係）

職員等の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1 号給から 4 号給まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5 号給から 8 号給まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9 号給から 12 号給まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13 号給から 16 号給まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17 号給から 20 号給まで	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21 号給から 24 号給まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25 号給から 28 号給まで	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29 号給から 32 号給まで	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33 号給から 36 号給まで	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37 号給から 40 号給まで	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41 号給から 44 号給まで	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45 号給から 48 号給まで	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49 号給から 52 号給まで	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53 号給から 56 号給まで	3,400	4,100	6,300	6,900	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 等	57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69号給から 72号給まで	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73号給から 76号給まで	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85号給から 88号給まで	4,100	5,500	7,200		
	89号給から 92号給まで	4,200	5,600	7,200		
	93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,200		
	97号給から 100号給まで	4,400	5,900	7,300		
	101号給から 104号給まで	4,400	6,100	7,300		
	105号給から 108号給まで	4,500	6,200	7,300		
	109号給から 112号給まで	4,500	6,300			
	113号給から 116号給まで	4,600	6,400			
	117号給から 120号給まで	4,700	6,500			
	121号給から 124号給まで	4,700	6,600			
	125号給から 128号給まで	4,800	6,700			
	129号給から 132号給まで		6,800			
	133号給から 136号給まで		6,900			
	137号給から 140号給まで		6,900			
	141号給から 144号給まで		6,900			
	145号給から 148号給まで		7,000			
	149号給から 152号給まで		7,100			
	153号給から 156号給まで		7,100			
	157号給		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける者(第3条関係)

職員等 の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	5,300	6,600	
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	5,400	6,800	
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	5,600	6,900	
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45号給から 48号給まで	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49号給から 52号給まで	3,300	4,500	6,100	7,300	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 等	53 号給から 56 号給まで	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57 号給から 60 号給まで	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61 号給から 64 号給まで	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65 号給から 68 号給まで	3,700	5,300	6,700		
	69 号給から 72 号給まで	3,800	5,400	6,800		
	73 号給から 76 号給まで	3,900	5,500	6,900		
	77 号給から 80 号給まで	4,000	5,600	6,900		
	81 号給から 84 号給まで	4,100	5,800	7,000		
	85 号給から 88 号給まで	4,100	5,900	7,200		
	89 号給から 92 号給まで	4,200	6,100	7,200		
	93 号給から 96 号給まで	4,300	6,200	7,200		
	97 号給から 100 号給まで	4,400	6,300	7,300		
	101 号給から 104 号給まで	4,400	6,400	7,300		
	105 号給から 108 号給まで	4,500	6,500	7,300		
	109 号給から 112 号給まで	4,500	6,600			
	113 号給から 116 号給まで	4,600	6,700			
	117 号給から 120 号給まで	4,700	6,800			
	121 号給から 124 号給まで	4,700	6,900			
	125 号給から 128 号給まで	4,800	6,900			
	129 号給から 132 号給まで	4,900	6,900			
	133 号給から 136 号給まで	4,900	7,000			
	137 号給から 140 号給まで	4,900	7,100			
	141 号給から 144 号給まで	5,000	7,100			
	145 号給から 148 号給まで	5,100	7,100			
	149 号給から 152 号給まで	5,100				
	153 号給	5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

